

高松市美術館清掃業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1 委託業務名

高松市美術館清掃業務委託（長期継続契約）

2 履行場所

高松市紺屋町10番地4（高松市美術館）（延べ面積9,875.8㎡）

3 履行期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

4 本特記仕様書で定められていない事項については、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「国交省共通仕様」という。）によるものとする。

5 本特記仕様書で使用する用語の意義は、特に明記するもののほか、国交省共通仕様で使用されている用語の例による。

6 本特記仕様書及び国交省共通仕様で使用されている次の表の左欄に掲げる用語は、契約書においては当該右欄に掲げる用語と同義である。

本特記仕様書及び国交省共通仕様の用語	契約書の用語
業務担当者	受注者の使用人
施設管理担当者	監督職員

7 施設管理担当者を置かない場合は、本特記仕様書及び国交省共通仕様中「施設管理担当者」とあるのは、「発注者」と読み替える。

第2 仕様

1 清掃の対象となる部分及び業務の範囲

別表及び別図（平面図）のとおりとする。

別表において「市基本仕様」とは、同表の場所・区域及び区分ごとに、国交省共通仕様について市の独自要素に基づく修正を加えたもので、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載しているものをいう。

2 業務時間

(1) 日常的に行う清掃（1W及びこれよりも短い清掃の周期で行う作業をいう。）

日常清掃業務等の日常的に行う作業の実施については、高松市美術館休館日を除く日の、午前7時から午後8時までの間に実施する。ただし、展示室（常設展示室Ⅰ・Ⅱ、一般展示室、企画展示室及び市民ギャラリー）は、午前7時から午前9時までの間に実施すること。上記時間以外で業務を実施する場合は、発注者と受注者との事前協議によるものとする。

(2) (1)に掲げる清掃以外

原則として、高松市美術館休館日（12月29日～1月3日を除く。）の、午前8時から午後8時までの間に実施すること。なお、実施時期等については、施設管理担当者との事前協議による。

(3) 高松市美術館の開館時間

開館時間 9時30分から17時00分まで

※特別展開催期間中の金曜日・土曜日は19時00分まで

【令和7年度中の変更日程】

<全国高等学校総合文化祭>

令和7年7月26日(土) 9:30~19:00

7月27日(日) 9:30~18:00

7月28日(月) 9:30~18:00 (臨時開館)

7月29日(火) 9:30~18:00

<瀬戸内国際芸術祭 2025>

8月中の金曜日・土曜日 9:30~20:00

令和8年度以降は未定。

(4) 高松市美術館の休館日

年末年始(12月29日~1月3日)と月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)が休館日である。ただし、館運営の都合により、年に2~3日程度、休館日に臨時開館することがある。

(5) 開館時間変更に伴う契約変更

臨時開館、開館時間の延長及び休館日の変更による、契約金額の変更は行わない。ただし、基本の開館時間及び休館日に変更となった場合は、協議するものとする。

3 業務関係図書

(1) 業務計画書

国交省共通仕様第1編第1章第2節1.2.1に定める業務計画書は、契約書で定める期限までに、発注者に提出しなければならない。そのひな形は別紙1のとおりとする。

(2) 作業計画書

国交省共通仕様第1編第1章第2節1.2.2に定める作業計画書のひな形は別紙2のとおりとする。

(3) 清掃器材等明細書

清掃業務の目的で使用する清掃器材等(洗剤、器具、その他の消耗品等をいい、衛生消耗品及び業務の実施に必要なごみ袋を除く。)については、業務の実施前に、明細書を作成し、発注者に提出しなければならない。書式は任意とする。

(4) 月間作業日報

- ア 国交省共通仕様第4編第1章第1節1.1.8による報告書のひな形は別紙3のとおりとする。日々の作業終了後、速やかに施設管理担当者に提出すること。
- イ 職員(施設管理担当者)から指示された特定箇所の清掃については、別紙

6のうち該当欄を当該箇所に掲示し、日々、清掃従事者が実施状況について記録するものとする。

なお、掲示・記録したものを、月間作業日報に併せて提出するものとする。

(5) 打合簿

月間作業日報にいう「施設管理担当者との打合記録」のひな形は、別紙4のとおりとする。

(6) 定期清掃の実施についての写真撮影及び記録票

定期清掃の実施については、作業前、作業中及び作業後の写真を、カメラの機能又は小黒板の写し込みにより、作業日入りで撮影し、提出しなければならない。

月間作業日報にいう「定期清掃記録票」のひな形は、別紙5のとおりとする。

(7) 自主点検報告書

国交省共通仕様第4編第1章第1節1.1.9に定める自主点検の報告は、3月内ごとに1度、書面でしなければならない。書式は任意とする。

4 業務責任者

(1) 資格

次のいずれも満たす者であること。

ア 常勤の自社社員であること。

イ 1級ビルクリーニング技能士又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験6年以上であること。

(2) 届出書の提出

下記7を準用する。

(3) 業務責任者の複数配置

複数の業務責任者を置くことができるが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）」に従って、業務を行うこと。

5 受注者の負担の範囲

業務の実施に当たり、必要な経費は受注者の負担とする。

(1) 業務の実施に必要な清掃用機材

(2) 業務の実施に必要な消耗品

6 支給材料等

(1) 業務対象施設内の電気及び水道

(2) 衛生消耗品及び業務の実施に必要なごみ袋

(3) フローリング用洗剤（フローリング用ワックスは含まない）

7 業務担当者

受注者は、業務担当者を適正に配置するものとし、当該業務に先立って、業務関係者届出書（業務担当者の氏名、経験年数、資格等）に必要な書類を添付して発注者に提出する。業務担当者に変更があった場合及び代替要員を用いる場合も、同様と

する。

8 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用の負担は受注者負担とする。ただし、ゴミの収集、吸殻収集、汚物収集等による廃棄物は発注者の負担とする。

収集した廃棄物の集積場所は発注者の指示による。

9 業務の検査

受注者は、発注者の指示に従い、業務の検査を受ける。

- (1) 業務完了検査
- (2) 委託料請求に伴う履行検査

10 清掃業務に伴う施設利用

- (1) 居室等の利用

本業務を実施するために、次の居室等を供用することができる。

3階 清掃員控室

11 高松市美術館の特殊要件

- (1) 展示室内の清掃及び薬品等の使用は、展覧会担当学芸員及び担当職員の指示に従うこと。
- (2) 周囲に洗剤等が飛散するおそれがある場合は、作品や図書周辺などに養生を施すなど、周囲に飛散しないように特に注意すること。なお、洗剤等の使用や履行日については、事前に担当学芸員及び担当係員と協議しておくこと。
- (3) フローリングの清掃については、水拭きはしないこと。また、フローリング用のワックスについては、市美術館が指定するものを使用すること。ただし、フローリング用洗剤については、支給する。
- (4) 本業務の遂行につき損害（発注者、第三者、財物等）が生じた場合の対応として、受注者は保険等に加入すること。

12 その他

- (1) 作業の実施に当たり、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその責めに任ずるものとする。
- (2) 作業の実施中において、破損箇所を発見した場合又は設備の清掃において不具合な箇所を発見した場合は、直ちに施設管理担当者まで報告すること。
- (3) 電気、水道等の使用に当たっては、制限容量内のものを使用するものとし、極力節約に努めること。
- (4) 4年目の3ヶ月間に、行わなければならない定期清掃は次のとおりとする。

1・中2・2・3階便所（洗面所）計6ヵ所 1月に1回 各計3回

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	特記	
(建物内部の清掃)						
玄関ホール	床(弾)	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A	○	3 / W	
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。※B			
	床(硬)	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A	○	1 D	
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。※B ※フローリングの清掃については、水拭きはしないこと。また美術館が指定する洗剤等を使用すること。			
	床以外	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	○	3 / W
		扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		
		什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
	床以外	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	○	3 / W
		扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		
		什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
	床(弾)⇒Cを適用 床(硬)⇒C又はDを適用 ※1	表面洗浄	※C	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。 ※ただし、作品・書籍等を設置している箇所の清掃については、担当係員の指示に従うこと。 フローリングの清掃については、水拭きはしないこと。また美術館が指定する洗剤等を使用すること。	○	6 M
		一般床洗浄	※D	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で、汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。		
	床以外	フロアマット	定期◎ 洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	○	1 M

本案件における対象諸室など		
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	箇所数等

硬	1Fエントランスホール	504.50	
弾	1, 2, 3Fロビー	973.00	

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
一般	床(弾)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1 M	
	床(硬)	○	除塵	○	1 W	
	床(織)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。※2	○	1 W	
	床以外※3	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○	1 M	
	職員休養室・仮眠室	床(畳)	除塵	ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※E	○	1 D
		部分水拭き	拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭きをする。※F	○	1 D
		床(弾)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1 D
	更衣室	床(織)	◎	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○	1 D
		床(弾)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1 W
	更衣室	衛生消耗品	補充	水石鹸等を補充する。	○	1 W
洗面台・水栓※4		拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○	1 W	
事務室	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	※Cと同様	○	6 M	
		表面洗浄(A)	※Cと同様	○	6 M	
		一般床洗浄(B)	※Dと同様	○	6 M	
	補修(○)※G	① 空パフイング 汚れた目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空パフイングし、汚れを除去する。 ② スプレーパフイング (1) 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 (2) 削り取られたかすを取り除き、スプレーパフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	○	随時		
床(織)	◎	① 真空掃除機で吸塵する。 ② 水溶性、油性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③ シャンプークリーニング方式、ドライフォームシャンプー方式、ボンネットパフ方式、エクストラクション・ホットエクストラクション方式、パウダークリーニング方式、ツーステップ方式等のいずれを採用すべきかを検討し、適正洗剤を使用したクリーニングを行う。 ④ 乾燥後、パキュームをかけ、パイルを立ててセットする。	○	1 Y		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
弾	3F看視員控室	34.00	
弾	3F更衣室	12.00	
弾	3F印刷室	7.00	
弾	1F燻蒸室	16.00	1W→0 定期→0
弾	1F荷解室	138.00	定期→0
弾	1F荷受車庫	116.00	
弾	1, 2F展示室用倉庫	10.00	定期→0
弾	2, 3F作業スペース	163.00	定期→0
弾	3F事務室	91.00	
弾	3F学芸事務室	88.00	
弾	3F学芸資料室	42.00	定期→0
弾	1F、2F主催者控室	14.00	1W
弾	3F作業員控室	34.00	

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
会議室	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○		
	床(織)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。※2	○		
	床(畳)		除塵(※Bと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)	○	2/W	
	床以外 扉※3	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○		
	床以外 衛生消耗品	補充	水石鹸等を補充する。	○		
	床以外 洗面台・水栓 ※4	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○	6M	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A) ※Cと同様 一般床洗浄(B) ※Dと同様	○		
床(織)	定期◎	全面クリーニング ※Hと同様	○	1Y		
会議室	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様) 展示室内の清掃については、展覧会担当学芸員及び担当係員の指示に従うこと。 展示室内で薬品などを使用する場合は、事前に担当職員に連絡し、指示に従うこと。 フローリングの清掃については、水拭きはしないこと。また美術館が指定する洗剤等を使用すること。	○	1D・3/W・1W・1M	
	床(織)		除塵 真空掃除機で吸塵する。※2	○		
	床(畳)		除塵(※Bと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)	○		
	床以外 扉※3	拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○		
	床以外 衛生消耗品	補充	水石鹸等を補充する。	○		
	床以外 洗面台・水栓 ※4	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A) ※Cと同様 ただし、展示室内の清掃については、展覧会担当学芸員及び担当係員の指示に従うこと。 展示室内で薬品などを使用する場合は、事前に担当職員に連絡し、指示に従うこと。 フローリングの清掃については、水拭きはしないこと。また美術館が指定する洗剤等を使用すること。	○		1Y
		定期○	一般床洗浄(B) ※Dと同様	○		6M
		定期◎	全面クリーニング ※Hと同様	○		1Y

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
弾	常設展示室1	262.00	3/W
弾	常設展示室2	179.00	3/W
弾	企画展示室	680.00	3/W
弾	一般展示室	574.00	3/W
弾	市民ギャラリー	140.00	1W

織	講堂	194.00	1W
織	効果室	82.00	1M
織	ホワイエ	88.00	1W
弾	こどもアートコーナー	105.00	1D
弾	M2書庫	21.00	1M 定期なし
弾	授乳室・救護室	20.00	1D
弾	講座室1	66.00	1D
弾	講座室2	80.00	1D
弾	講座室3	76.00	1D
弾	講座室4	79.00	1D
弾	講座準備室	90.00	1D
弾	1F講師控室(講堂横)	10.00	1M 定期なし
弾	3F講師控室	23.00	1M 定期なし
織	3F会議室	82.00	1M
織	3F館長室	41.00	1M
織	3F応接室	41.00	1M

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
展示ガラスケース		定期◎	ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、タオル等で拭き取る。 周囲に洗剤等が飛散する恐れがある場合は、作品や図書周辺などに養生を施すなど、周囲に飛散しないように特に注意すること。なお、洗剤等の使用や履行日については、事前に担当学芸員及び担当係員と協議しておくこと。	○	6 M	
廊下・エレベーターホール	床(弾)	日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	3 / W	
	床(硬)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○	7	
	床(織)	日常◎	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	7	
	床以外 ※5	日常◎	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	7	
	床(弾)	日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1 D	
	床(硬)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○	1 D	
	床(織)	日常◎	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	1 D	
	床以外 ※5	日常◎	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	1 D	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期◎	表面洗浄(A) ※Cと同様	○	6 M 1 Y	
		○	一般床洗浄(B) ※Dと同様	○	6 M	
床(織)	定期◎	全面クリーニング ※Hと同様	○	6 M 1 Y		
便所・洗面所	床(弾)	日常◎	除塵 ※Aと同様	○	1 D	
	床(硬)	○	全面水拭き 床全面をモップで水拭きをする。	○	1 D	
	床以外 ※8	ごみ箱	日常◎	ごみ収集 収集し、容器の外で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。	○	1 D 2 / D
		扉及び便所面台のたて	日常◎	部分拭き 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○	1 D 2 / D
		洗面台・水栓	日常◎	拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○	1 D 2 / D
		鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	○	※8
		衛生器具	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	○	※8
		衛生消耗品	補充	トイレトーパー、水石鹸等を補充する。	○	※8
		汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	○	※8
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	定期◎	※Cと同様	○	1 M
		一般床洗浄(B)	○	※Dと同様	○	1 M
	床以外	壁	拭き	適正洗剤を用いて拭く。	○	6 M
換気扇		洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、換気扇及びその周辺の汚れを水拭きして上げる。	○	6 M	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
洗浄室	1階、2階展示	217.0	

弾	通路	448.00	
弾	エレベーターホール	121.00	
織	スロープ	161.00	1F~2F

硬	1F便所	39.00	床以外 日常 2/D
硬	1F洗面所	26.00	
硬	中2F便所	11.00	
硬	2F便所	83.00	
硬	2F洗面所	20.00	
硬	3F便所	59.00	

洗浄	壁	#####	
洗浄	換気扇(個)	14.00	

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期				
				市基本記	市特記			
湯沸室	床(弾)	日常◎	除塵 ※Aと同様 全面水拭き 床全面をモップで水拭きをする。	○	1D			
	流し台	日常◎	洗浄 中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	○	1D			
	床以外 厨房容器	日常◎	厨房収集 次の作業を行う。 ・厨房を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。	○	1D			
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	日常◎	※Cと同様	○	1M		
		表面洗浄(A)	定期◎	※Cと同様	○	1Y		
		一般床洗浄(B)	定期◎	※Dと同様	○	1M		
エレベーター	床(弾)	日常◎	除塵 真空掃除機で吸塵する。 部分水拭き ※Bと同様	○	3/W ※7			
	フロアマット	日常◎	除塵 真空掃除機で吸塵する。					
	床以外	壁・扉・操作盤	日常◎			部分水拭き 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。		
		扉溝	日常◎			除塵 真空掃除機で吸塵する。		
		手すり	日常◎			拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。		
		鏡	日常◎			拭き 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。		
	床(弾)	日常◎	除塵 真空掃除機で吸塵する。 部分水拭き ※Bと同様			○	1D・1M	
	床以外	壁・扉・操作盤	日常◎					部分水拭き 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
		扉溝	日常◎					除塵 真空掃除機で吸塵する。
		手すり	日常◎					拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
		鏡	日常◎					拭き 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。
	床(弾)	定期◎	表面洗浄 ※Cと同様			○	1M	
フロアマット	定期◎	洗浄 適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	○	1M				
床(弾)	定期◎	表面洗浄 ※Cと同様	○	1Y				

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
弾	給湯室	6.00	

弾	エレベーター	1.00	1号
弾	エレベーター	1.00	2号
弾	エレベーター	1.00	3号：1M

※3号は、定期清掃なし

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
階段	床(弾) 床(硬)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	3 / W	
	床(織)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○		
	床以外	手すり ※5	日常	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	※7
		窓台 ※5	○	除塵 拭き タオル、ダストクロス等でほこりを取る。タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	
	床(弾) 床(硬)	日常	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	3 / W	
	床(織)	○	除塵 真空掃除機で吸塵する。	○		
	床以外	手すり ※5	日常	拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	ID
		窓台 ※5	○	除塵 拭き タオル、ダストクロス等でほこりを取る。タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期	表面洗淨(A)	※Cと同様 ※8	○	6 M 1 Y
		○	一般床洗淨(B)	※Dと同様 ※8	○	6 M
床(織)	定期◎	全面クリーニング	※Hと同様 ※8	○	1 Y	
食堂(厨房を除く。)	床(弾) 床(硬)	日常◎	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1 D	
	床以外	洗面台	拭き スポンジで適正洗剤を塗布して洗淨し、タオルで拭く。	○		
		鏡	拭き 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	○		
	窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	○		
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期	表面洗淨(A)	※Cと同様	○	6 M
		○	一般床洗淨(B)	※Dと同様	○	6 M
床以外	換気扇	定期	拭き 次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面及び食堂設備の上面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○	1 Y	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
弾	階段	319.00	

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期			
				市基本記	特記		
厨房	床(弾)	除塵	※Aと同様	○	1 D		
	床(硬)	全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。				
	床以外	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	○	1 D	
		厨房容器	厨房収集	次の作業を行う。 ・ 厨房を収集する。 ・ 容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。			
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1		表面洗浄(A)	※Cと同様	○	1 M	
			一般床洗浄(B)	※Dと同様			
床以外	換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・ 換気扇の下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・ 換気扇及びその周辺を除塵する。 ・ 換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○	1 Y		
	レンジフード	拭き	次の作業を行う。 ・ レンジフードの下の床面及び厨房設備の上面を養生する。 ・ レンジフード及びその周辺を除塵する。 ・ レンジフード及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。				
浴室・シャワールーム・更衣室	床(硬)	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機で洗浄し、水拭きする(浴槽を含む。)	○	1 D		
		日常◎					
	床以外	壁	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	○	1 D	
脱衣室	床(弾)※9	日常◎	除塵 ※Aと同様	○			1 D
浴室・シャワールーム・更衣室	床以外	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。		○	1 D	
		扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。			
		洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。			
		鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。			
		椅子・洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。			
		水栓・シャワー金具等	日常◎	拭き			スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
		排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。			
		足拭きマット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。(交換する方法でもよい。)			
		脱衣箱・脱衣かご	拭き	タオルで拭き、整理する。			
		消耗品	補充	指定された消耗品(石鹸、タオル、ペーパー類)を補充する。			
床以外	天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。	○	2 / M		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期		
				市基本記	市特記	
喫煙スペース	床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○	1D	
	床(硬)	日常○	除塵			
	床(織)	日常○	真空掃除機で吸塵する。※2			
	床以外	灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、タオルで拭く。	○	2/D
		ゴミ箱	ゴミ収集	ゴミを収集し、容器の画面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	○	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	表面洗浄(A)	※Cと同様		○	6M
		一般床洗浄(B)	※Dと同様		○	6M
	床(織)	定期◎	全面クリーニング ※Hと同様	○	1Y	
	壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	○	1M	
		部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○	2/M	
床以外	吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口の下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器(シャッター)及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○	6M	
	換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇の下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れを適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	○	6M	

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

別表 (高松市美術館)

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較	作業内容	周期	
				市基本記	特記
ごみ運搬処理 ※11		中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ等は、区別して集積所まで運搬する。	○	1D
		分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。		
(建物外部の清掃)					
窓ガラス ※12		洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清掃する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清掃は含まない。	○	6M・1Y
屋上広場・バルコニー ※13	市民や職員一般の立ちが禁止の場合	避難はしご付バルコニー	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。 ハトの糞を除去する。その他避難に支障のある汚れを除去する。	○	1M
		その他	機能維持(B) 排水ドレンの本来の機能を維持するための目詰まり等の取り除きを行う。	○	1Y
	市民や職員一般が立入可の場合	拾い掃き(C) 巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	○	1W	
玄関回り	床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	○	3/W
		水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。		
玄関回り	床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	○	1D
		水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。		
犬走り	構内通路 駐輪場	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	○	1D
犬走り		拾い掃き	排水溝の粗ごみを拾う	○	2/Y
植込み			・草抜き(年2回) 主に芝植え込み箇所の雑草を除く	○	2/Y

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等
中継所から集積	ごみ運搬処理	6540.50	

洗浄	内) 1階~3階	500.00	
洗浄	内) 中2階~3階	50.00	足場要: 1Y

洗浄	外) 1階~3階	250.00	
洗浄	外) 中2階~3階	250.00	足場要: 1Y

床	玄関回り	800.00	1D
---	------	--------	----

床	構内通路	150.00	1D
床	駐輪場	226.00	1D

	芝生	230.00	
--	----	--------	--

備考

- 1 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。市基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。
 - 2 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載している。
 - 3 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「◎」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「○」は作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
 - 4 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
 - (1) 硬 硬質床をいう。
 - (2) 弾 弾性床(畳を除く。)をいう。
 - (3) 織 織維床をいう。
 - (4) 0A 0Aフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化したもの)をいう。
 - 5 0Aフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
 - 6 ※が付されているものについては、次のとおり
 - (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適応しないものを網掛けで表示した。
 - (2) ※2 その室の入口にフロアマットが備えられている場合は、そのフロアマットの吸塵も行う。
 - (3) ※3 ガラス扉又は木目仕上げの扉の場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (4) ※4 洗面台がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (5) ※5 手すり(窓台)がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (6) ※6 所属長室については、清掃周期を1Mとする。
 - (7) ※7 通行者(利用者)がごく僅かな場合は、清掃周期を1Wとする。(該当の場合は右表で明示する。)
 - (8) ※8 幅木とノンスリップの清掃を含む。
 - (9) ※9 木製床を含む。
 - (10) ※10 利用者のごく僅かな場合は、清掃周期を1Dとする。
 - (11) ※11 仕様は次のとおりである。
 - ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。
 - イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収し、所定の場所に分別して集積する。
 - ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
 - (12) ※12 室内側の面を含む。作業範囲及び注意事項は次のとおりである。
 - ア 1階部分(高所作業車、ローププランク等特別の設備をすることなく、室外側の面の清掃ができる場合は、2階以上の階を含む。)、両面を洗浄する(2階以上の階につき両面を洗浄する場合は、右表で明示する。)
 - イ ア以外の場合は、室内側の面のみを洗浄する。
 - ウ 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。
また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
 - エ 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、ウによる。
 - (13) ※13 ABCのいずれを適用するかについては、各発注案件において明記する。
 - 7 市基本仕様のうち、各発注案件において適用されない部分には、網掛けを付けている。
- 市の予定価格の積算についての公表事項
- 積算についての公表事項は、高松市清掃業務委託料積算要領及び清掃業務委託料積算数量算定マニュアル(いずれも財産経営課(ファシリティマネジメント推進室)ホームページ掲載)によるもののほか、次のとおりである。
- (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領によった。
 - (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領によった。ただし、次のア～ウに掲げるものは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア及びイに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
 - ア 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
 - イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
 - ウ 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。))にした場合 3倍
 - (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。
1D=308日、4/W=205日、3/W=153日、2/W=108日、1W=52日、2/M=24日、1M=12日、6M=2日、1Y=1日
 - (4) 国交省共通仕様において「見積による」とされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方法によった。
 - ア 参考見積を徴し、これを元に積算した。
 - イ 参考見積を徴することなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
 - (5) 労務単価については、国土交通省の令和7年度建築保全業務労務単価を適用している。
 - (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。
 - ア 直接物品費率 4.5パーセント
 - イ 業務管理費率 1.3パーセント
 - ウ 一般管理費等率 1.4パーセント